

令和2年6月8日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和2年8月11日までに定年に達する職員
- （4）令和2年6月16日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年6月16日から令和2年8月11日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

15人

3 募集の期間（約2か月）

令和2年6月16日（火）午前9時30分から

令和2年8月11日（火）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年6月18日（木）から令和2年8月11日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
○提出先アドレス(内部メールの場合 [REDACTED])
(外部メールの場合 [REDACTED])
※FAX: [REDACTED]
○担当窓口: 厚生労働省大臣官房人事課人事評価係 [REDACTED]
電話: [REDACTED] (内線) [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和2年8月11日(火)までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること(職員個人のアドレスに送付しないこと)

(注) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和2年8月11日に50歳以上のもの	合計 15人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和2年8月11日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受けるもので、令和2年8月11日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年8月11日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年8月11日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年8月11日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年8月11日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年8月11日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので(ただし、行政職俸給表(一)の適用を受けるものは5級以上)で、令和2年8月11日に45歳以上のもの(ただし、本省籍のものは50歳以上とする。)		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍のもので、令和2年8月11日に50歳以上のもの		

令和2年8月18日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和2年10月6日までに定年に達する職員

（4）令和2年8月25日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年8月25日から令和2年10月6日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

17人

3 募集の期間（約1.5か月）

令和2年8月25日（火）午前9時30分から

令和2年10月6日（火）午後6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年8月28日（金）から令和2年10月6日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス（内部メールの場合

（外部メールの場合

※FAX :

○担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係

電話：（内線）

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和2年10月6日（火）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和2年10月6日に50歳以上のもの	合計 17人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年10月6日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受けるもので、令和2年10月6日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年10月6日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年10月6日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年10月6日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年10月6日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和2年10月6日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので(ただし、行政職俸給表(一)の適用を受けるものは5級以上)で、令和2年10月6日に45歳以上のもの(ただし、本省籍のものは50歳以上とする。)		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍のもので、令和2年10月6日に50歳以上のもの		

令和2年11月9日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和3年1月8日までに定年に達する職員
- （4）令和2年11月11日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年11月11日から令和3年1月8日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

13人

3 募集の期間（約2か月）

令和2年11月11日（水）午前 9時30分から

令和3年 1月 8日（金）午後 6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年11月26日（木）から令和3年1月8日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - 提出先アドレス(内部メールの場合 [REDACTED])
(外部メールの場合 [REDACTED])
 - ※FAX: [REDACTED]
 - 担当窓口: 厚生労働省大臣官房人事課人事評価係 [REDACTED]
電話: [REDACTED] (内線) [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和3年1月8日(金)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

- 上記5①「担当窓口」に同じ
- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること(職員個人のアドレスに送付しないこと)

(注) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和3年1月8日に50歳以上のもの	合計 13人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するもののうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち令和3年1月8日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受けるもので、令和3年1月8日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年1月8日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年1月8日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年1月8日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年1月8日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年1月8日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので(ただし、行政職俸給表(一)の適用を受けるものは5級以上)で、令和3年1月8日に45歳以上のもの(ただし、本省籍のものは50歳以上とする。)		
	各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍のもので、令和3年1月8日に50歳以上のもの		

令和3年1月20日
厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和3年4月2日までに定年に達する職員
- （4）令和3年1月26日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年1月26日から令和3年4月2日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

38人

3 募集の期間（約2か月）

令和3年 1月26日（火）午前 9時30分から

令和3年 4月 2日（金）午後 6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和3年1月29日（金）から令和3年4月2日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - 提出先アドレス（内部メールの場合 [REDACTED]
 - （外部メールの場合 [REDACTED]
 - ※FAX : [REDACTED]
 - 担当窓口：厚生労働省大臣官房人事課人事評価係 [REDACTED]
 - 電話： [REDACTED]（内線） [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和3年4月2日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

- 上記5①「担当窓口」に同じ
- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	募集人員	備考
厚生労働大臣	厚生労働本省及び中央労働委員会事務局に勤務するもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和3年4月2日に50歳以上のもの	合計 38人	※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること
	各検疫所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立ハンセン病療養所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の行政職俸給表(一)の適用を受けるもので、令和3年4月2日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立保健医療科学院に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立社会保障・人口問題研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年4月2日に50歳以上※のもの		
	国立感染症研究所に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年4月2日に45歳以上※のもの		
	各国立児童自立支援施設に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち令和3年4月2日に45歳以上※のもの		
	国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和3年4月2日に45歳以上※のもの		
	各地方厚生局及び四国厚生支局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので(ただし、行政職俸給表(一)の適用を受けるものは5級以上)で、令和3年4月2日に45歳以上のもの(ただし、本省籍のものは50歳以上とする。)		
各都道府県労働局に勤務するものうち厚生労働大臣により任命されたもの	左記のものうち本省籍のもので、令和3年4月2日に50歳以上のもの			

令和2年6月16日
成田空港検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

成田空港検疫所に勤務し、成田空港検疫所長により任命され令和2年8月11日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和2年8月11日までに定年に達する職員

（4）令和2年6月16日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年6月16日から令和2年8月11日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月）

令和2年6月16日（火）午前 9時30分から

令和2年8月11日（火）午後 6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年6月18日（木）から令和2年8月11日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████

○担当窓口：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室 人事・給与係 ██████████

電話： ██████████（内線） ██████████

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和2年8月11日（火）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和2年6月16日
那覇検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

那覇検疫所に勤務し、那覇検疫所長により任命され令和2年8月11日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和2年8月11日までに定年に達する職員

（4）令和2年6月16日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年6月16日から令和2年8月11日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

若干名

3 募集の期間（約2か月）

令和2年6月16日（火）午前 9時30分から

令和2年8月11日（火）午後 6時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年6月18日（木）から令和2年8月11日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████

○担当窓口：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室 人事・給与係 ██████████

電話： ██████████（内線） ██████████

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和2年8月11日（火）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること（職員個人のアドレスに送付しないこと）

（注）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

○担当窓口：国立療養所大島青松園庶務課庶務班長 [REDACTED]

電 話： [REDACTED] (内線) [REDACTED]

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和3年3月31日(水)までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和3年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和3年2月1日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和3年2月1日から令和3年3月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は3人とする。

※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。

② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせのこと。

令和2年6月23日
国立感染症研究所長

国立感染症研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立感染症研究所に勤務するもののうち、国立感染症研究所長により任命されたもので、令和2年8月11日（退職すべき期間の末日）に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

3名 ※応募上限数5名

※応募した職員の数が応募の上限数である5名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」等について）を参照すること

3 募集の期間（約2か月）

令和2年6月16日（火）午前9時00分から

令和2年8月11日（火）午後6時00分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年6月18日（木）から令和2年8月11日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
○提出先アドレス： [REDACTED]
※FAX： [REDACTED]
○担当窓口：国立感染症研究所総務部総務課人事係 [REDACTED]
電話： [REDACTED] (内線) [REDACTED]
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和2年8月11日(火)までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。(職員個人のアドレスに送付しないこと。)

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年8月11日までに定年に達する職員
- (4) 令和2年6月16日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年6月16日から令和2年8月11日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由

がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は3人とする。

※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。

- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和3年 1月26日
国立感染症研究所長

国立感染症研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立感染症研究所に勤務するもののうち、国立感染症研究所長により任命されたもので、令和3年4月2日（退職すべき期間の末日）に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること

2 募集人数

3名 ※応募上限数5名

※応募した職員の数に応募の上限数である5名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」等について）を参照すること）

3 募集の期間（約2か月）

令和3年1月26日（火）午前9時00分から

令和3年4月2日（金）午後6時00分まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和3年1月29日（金）から令和3年4月2日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [REDACTED]

※FAX： [REDACTED]

○担当窓口：国立感染症研究所総務部総務課人事係 [REDACTED]

電話： [REDACTED]（内線） [REDACTED]

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和3年4月2日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和3年4月2日までに定年に達する職員

（4）令和3年1月26日（募集開始日）において懲戒処分（ただし故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年1月26日から令和3年4月2日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合は、不認定となる。

（1）この募集実施要項に適合しない場合

（2）応募後に、懲戒処分を受けた場合

（3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由

がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は3人とする。

※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。

② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。

③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。

④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせのこと。

令和2年11月24日
国立障害者リハビリテーションセンター総長

国立障害者リハビリテーションセンター早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもの（国立障害者リハビリテーションセンター総長により任命されたものに限る。）のうち、一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のものであって、令和3年3月31日に45歳以上のもの

2 募集人数

5人

3 募集の期間（約2ヶ月間）

令和2年12月4日（金）午前8時30分から

令和3年1月29日（金）午後5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年12月31日（木）から令和3年3月31日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████

※ FAX： ██████████

○担当窓口：国立障害者リハビリテーションセンター

管理部総務課人事係 ██████████

電話： ██████████（内線） ██████████

- ② 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和3年2月5日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

- ※ 電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。（職員個人のアドレスに送付しないこと。）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和3年3月31日までに定年に達する職員
- （4）令和2年12月4日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年12月4日から令和3年1月29日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

令和2年12月18日
北海道厚生局長

北海道厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

2 募集人数

1人 ※応募上限数3人

※応募した職員の数に応募上限数である3人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

別紙10

3 募集の期間（26日間）

令和3年1月4日（月）午前9時30分から

令和3年1月29日（金）午後1時まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月31日（水）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [REDACTED]

○担当者名： 北海道厚生局 総務課 [REDACTED]

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和3年2月12日（金）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

北海道厚生局 総務課

電話：（内線）

E-mail：

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1） 非常勤職員
- （2） 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3） 令和3年3月31日（退職すべき期間の末日）までに定年に達する職員
- （4） 令和3年1月4日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年1月4日から令和3年1月29日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- （1） この募集実施要項に適合しない場合
- （2） 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3） 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4） 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- （5） 上記（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

(別紙)

実施権者	区分	募集の対象	備考
北海道厚生局長	北海道厚生局に勤務するもののうち北海道厚生局長により任命されたもの	左記のもののうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のもので、令和3年3月31日に45歳以上のもの	

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は3人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ (3+1)番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせのこと。

令和 2年 6月24日
関東信越厚生局長

関東信越厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
関東信越厚生局長	関東信越厚生局に勤務するもののうち関東信越厚生局長により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、 <u>令和2年9月30日</u> に45歳以上のもの	

2 募集人数

1人 ※応募上限数2人

※応募した職員の数に応募上限数である2人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（2週間）

令和2年7月 7日（火）午前 9時30分から

令和2年7月20日（月）午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和2年9月1日（火）から令和2年9月30日（水）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： [redacted] 総務課長アドレス
[redacted] 総務課長補佐アドレス

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和2年8月11日（火）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

関東信越厚生局 総務課長 [redacted]

総務課長補佐 [redacted]

電話： [redacted]

E-mail： [redacted]（納富）
[redacted]（及川）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和2年9月30日までに定年に達する職員

（4）令和2年7月7日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年7月7日から令和2年7月20日までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和 2年12月16日
 関東信越厚生局長

関東信越厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
関東信越厚生局長	関東信越厚生局に勤務するもののうち関東信越厚生局長により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、 <u>令和3年3月31日</u> に45歳以上のもの	

2 募集人数

4人 ※応募上限数5人

※応募した職員の数に応募上限数である5人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（2週間）

令和3年 1月 6日（水）午前 9時30分から

令和3年 1月19日（火）午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和3年3月1日（月）から同年3月31日（水）

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
○提出先アドレス： ██████████ 総務課長アドレス
██████████ 総務課長補佐アドレス
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
※ 令和3年2月2日（火）までに通知する予定
※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先（問合せ窓口）

関東信越厚生局 総務課長 ██████████

総務課長補佐 ██████████

電話： ██████████

E-mail： ██████████（納富）

██████████（及川）

（注1） 次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

（1）非常勤職員

（2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

（3）令和3年3月31日までに定年に達する職員

（4）令和3年1月6日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は同年1月6日から同年1月19日までに懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数4人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は4人、応募受付人数の上限は5人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が4人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせすること。

令和2年12月1日
東海北陸厚生局長

東海北陸厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象	備考
東海北陸厚生局長	東海北陸厚生局に勤務するもののうち東海北陸厚生局長により任命されたもの	左記のものうち一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表（一）の適用を受ける職員以外のもので、令和3年3月31日に45歳以上のもの	

2 募集人数

4人 ※応募上限数6人

※ 応募した職員の数が応募上限数である6人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること）

3 募集の期間（47日間）

令和2年12月7日（月）午前9時30分から

令和3年1月22日（金）午後1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月31日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

【機密性 2】

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス： ██████████

○担当者名 : 東海北陸厚生局 総務課 ██████████

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和3年2月5日(金)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先(問合せ窓口)

東海北陸厚生局 総務課 ██████████

電話： ██████████

E-mail： ██████████

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和3年3月31日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員

(4) 令和2年12月7日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年12月7日から令和3年1月22日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

【機密性2】

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数4人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は4人、応募受付人数の上限は6人とする。
※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数（認定予定者数）より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 7番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が4人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和2年9月4日
厚生労働大臣
都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する①から③のいずれかに該当する職員のうち、令和2年12月31日に50歳以上の者

- ① 本省籍を除く労働基準系統職員
- ② 本省籍を除く職業安定系統職員
- ③ 雇用環境・均等部（室）長を除く雇用均等系統職員

※ 雇用均等系統職員については、どの人事コースを選択していても雇用環境・均等部（室）長を除く職員が対象となる。

2 募集人数

全国で20人 ※応募上限数40名

3 募集の期間（約2週間）

令和2年10月2日（金）午前8時30分から

令和2年10月16日（金）午後5時15分まで

※ 応募した職員の数に応募上限数である40人に達した日で募集の期間は満了するものとし、その日に募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

また、応募都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和2年12月31日（木）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先(別紙)に提出する。応募は、原則として電子メールによることとするが、インターネットに接続する環境にない者は、郵送又は持参による応募も可とする。郵送により応募する場合は、所属している都道府県労働局の総務課長宛てに親展で送付(募集期間内に必着)するとともに、必ず所属している都道府県労働局の応募先に電話等で郵送した旨を連絡すること。また、過去の募集に応募し不認定となったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する(下記③の「応募取下げ申請書」についても同様)こと。

- ② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県労働局長により任命されたものについては所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1ヶ月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出すること。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年12月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和2年10月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年10月2日から令和2年10月16日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

【機密性2】

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数20人を超え、次の方法による場合

① 募集人数を限度として、以下の方法で認定する。

ア まず、令和元年度の都道府県労働局に所属する上記1①から③に該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

イ 次に、ア以外の者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

② 生年月日と同じ者があるため、①の方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、受付が早い者から順次に認定する(※)。

※ 受付日時は以下により判断することとする。

ア メールによる応募

都道府県労働局の応募先での受信日時

イ 郵送による応募

郵送後、応募先に電話等で連絡した日時(電話等の連絡がない場合は、応募先への到達日時)

※応募した者及び応募先は電話等で郵送した旨の連絡を受けた日時を記録しておくこと

ウ 持参による応募

持参した日時(応募先及び応募者双方で確認した日時)

③ ①及び②の方法によって認定されなかった応募者は不認定とする。

令和2年11月16日
厚生労働大臣
都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する①から③のいずれかに該当する職員のうち、令和3年3月31日に50歳以上の者

- ① 本省籍を除く労働基準系統職員
- ② 本省籍を除く職業安定系統職員
- ③ 雇用環境・均等部（室）長を除く雇用均等系統職員

※ 雇用均等系統職員については、どの人事コースを選択していても雇用環境・均等部（室）長を除く職員が対象となる。

2 募集人数

全国で50人 ※応募上限数70名

3 募集の期間（約2週間）

令和2年12月4日（金）午前8時30分から

令和2年12月18日（金）午後5時15分まで

※ 応募した職員の数に応募上限数である70人に達した日で募集の期間は満了するものとし、その日に募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

また、応募都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和3年2月28日（日）から令和3年3月31日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先(別紙)に提出する。応募は、電子メール、郵送又は持参によるものとするが、郵送により応募する場合は、所属している都道府県労働局の総務課長宛てに親展で送付(募集期間内に必着)するとともに、必ず所属している都道府県労働局の応募先に電話等で郵送した旨を連絡すること。また、過去の募集に応募し不認定となったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する(下記③の「応募取下げ申請書」についても同様)こと。

- ② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県労働局長により任命されたものについては所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1ヶ月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出すること。

6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和3年3月31日までに定年に達する職員
- (4) 令和2年12月4日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年12月4日から令和2年12月18日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事

【機密性2】

管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数50人を超え、次の方法による場合

① 募集人数を限度として、以下の方法で認定する。

ア まず、令和元年度の都道府県労働局に所属する上記1①から③に該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

イ 次に、令和2年度第1回の都道府県労働局に所属する上記1①から③に該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

ウ 最後に、ア、イ以外の者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。

② 生年月日と同じ者があるため、①の方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、受付が早い者から順次に認定する(※)。

※ 受付日時は以下により判断することとする。

ア メールによる応募

都道府県労働局の応募先での受信日時

イ 郵送による応募

郵送後、応募先に電話等で連絡した日時(電話等の連絡がない場合は、応募先への到達日時)

※応募した者及び応募先は電話等で郵送した旨の連絡を受けた日時を記録しておくこと

ウ 持参による応募

持参した日時(応募先及び応募者双方で確認した日時)

③ ①及び②の方法によって認定されなかった応募者は不認定とする。